

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年2月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300645号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300093号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年1月7日から昭和61年1月7日に訂正し、昭和60年1月から同年12月までの標準報酬月額について、同年1月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円とすることが必要である。

昭和60年1月7日から昭和61年1月7日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月7日から昭和61年1月7日まで

亡き夫(訂正請求記録の対象者)について、雇用保険被保険者記録によると、A社において、昭和61年1月6日に離職しているが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和60年1月7日と記録されている。請求期間に係る厚生年金保険料は事業主により給与から控除されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が間違っていると思うので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社における複数の元同僚の回答により、訂正請求記録の対象者は同社に昭和59年6月4日から昭和61年1月6日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、訂正請求記録の対象者のA社に係る事業所別被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和60年1月7日と記録されているが、同年10月の定時決定における標準報酬月額が抹消されることなく記録されていることから、事業主は、訂正請求記録の対象者が同年1月7日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和61年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる訂正請求記録の対象者の昭和59年12月及び昭和60年10月(定時決定)の記録から、同年1月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300435号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300094号

第1 結論

請求者のA社における令和3年4月23日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年4月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年4月23日

厚生年金保険の記録によると、A社から支払われた令和3年4月23日の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細及び賃金台帳並びに請求者から提出された預金通帳によると、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300612号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300095号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における請求期間①の賞与支払年月日を平成19年7月2日、標準賞与額を5,000円とし、請求期間②の賞与支払年月日を同年12月26日、標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月2日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月

請求期間①及び②に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がない。

預金通帳の写しを提出するので、請求期間①及び②に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び元同僚の賞与に係る明細書から判断すると、請求者は、A社から請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び元同僚の賞与に係る明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5,000円及び請求期間②は2万円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、前述の預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成19年7月2日、請求期間②は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300492号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300027号

第1 結論

平成6年7月から平成7年10月までの請求期間、平成10年10月から平成11年10月までの請求期間及び平成12年4月から平成14年4月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年7月から平成7年10月まで
② 平成10年10月から平成11年10月まで
③ 平成12年4月から平成14年4月まで

請求期間①から③までの各期間のうち、A市に居住していた期間については、出張所の窓口の男性職員から付加保険料を納付するよう勧められたので、当該保険料については、定額保険料とまとめて窓口で納付書により納付していた。

請求期間①から③までの各期間に係る保険料の領収証書は保管していないが、当時、派遣労働者としてB社(現在は、C社)に雇用されており、毎年、同社において年末調整を行っていた。

なお、D市及びE市F区に居住していた期間については、付加保険料を納付するよう勧められていないので、当該保険料は納付していない。

国(厚生労働省)の記録では、請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料(定額保険料)は納付済となっているが、付加保険料は納付済となっていないので、調査の上、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から③までの各期間のうち、A市に居住していた期間について、出張所の窓口の男性職員から付加保険料を納付するよう勧められたので、窓口で定額保険料とまとめて納付書により納付していた旨主張しているが、当該各期間に係る付加保険料を納付するためには、国民年金法の規定により、申出が必要であり、その申出をした日の属する月以後の各月につき、定額保険料のほか、400円の保険料を納付する者となることができるとされているところ、オンライン記録において請求者が付加保険料に係る申出を行った事蹟は確認できない。

また、請求者から提出された年金手帳及びオンライン記録において、平成7年5月7日から平成12年7月13日までの期間にA市に住所を定めていたことが確認できるところ、同市の請求者に係る国民年金保険料収滞納一覧表によると、請求期間①のうち、平成7年4月から同年8月までの期間及び請求期間②において、定額保険料が納付されていることが確認できるものの、付加保険料が納付された記録は見当たらない上、オンライン記録によると、請求期間③のうち、平成12年4月から同年6月までの期間において、定額保険料が納付されていることが確認できるものの、付加保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、請求期間当時の付加保険料については、納付対象月の定額保険料が納期限までに納付されている場合に納付することが可能であるところ、請求期間①のうち、平成7年9月及び

同年10月の各月の定額保険料は平成8年10月9日に、請求期間③のうち、平成13年2月及び同年3月の各月の定額保険料は同年7月3日にいずれも納期限を過ぎた過年度に納付されており、当該期間については、請求者は付加保険料を納付することができない。

加えて、請求者は、請求期間①から③までの各期間当時、派遣労働者としてB社に雇用されており、毎年、同社において年末調整を行っていた旨陳述しているところ、C社は、平成6年分から平成13年分までの各年に係る源泉徴収簿を保管していない旨回答しており、当該各年に係る年末調整の内容を確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①から③までの各期間のうち、平成7年5月6日以前の期間についてはD市、平成12年7月14日以後の期間についてはE市F区にそれぞれ住所を定めていたことが確認できるところ、D市及びE市F区に居住していた期間については、付加保険料を納付していない旨陳述している上、D市及びE市F区は、請求期間①から③までの各期間当時における付加保険料の納付に係る申出、納付状況がわかる資料はない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①から③までの各期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までの各期間に係る付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300228号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300096号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年7月の標準報酬月額は26万円を32万円とする。
平成19年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成19年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成19年8月1日から平成24年5月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年8月から平成21年7月までの各月の標準報酬月額は26万円を41万円、同年8月から平成22年8月までの各月の標準報酬月額は26万円を47万円、同年9月から平成23年8月までの各月の標準報酬月額は26万円を44万円、同年9月から平成24年4月までの各月の標準報酬月額は26万円を36万円とする。
平成19年8月から平成24年4月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成18年12月1日から平成24年5月16日まで
A社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に私が同社から受けていた報酬月額よりも低い額となっている。
私が保管する給与明細書を提出するので、請求期間に係る標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成19年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者がA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、平成19年7月の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、32万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が、請求者の平成 19 年 7 月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額を報酬月額とする届を提出し、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の同年 7 月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 19 年 8 月 1 日から平成 24 年 5 月 16 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 19 年 8 月から平成 24 年 4 月までの各月の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 19 年 8 月から平成 21 年 7 月までの各月は 41 万円、同年 8 月から平成 22 年 8 月までの各月は 47 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までの各月は 44 万円、同年 9 月から平成 24 年 4 月までの各月は 36 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 19 年 8 月から平成 24 年 4 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から平成 24 年 5 月 16 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳並びに日本年金機構の回答により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300455号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300028号

第1 結論

平成10年4月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成11年3月まで

年金記録では、平成10年4月から平成11年3月までの請求期間は国民年金保険料未納期間となっているが、請求期間は学生であり、その前後の期間と同様に母が私の国民年金保険料の免除申請を行っていたので、調査の上、当該期間の記録を国民年金保険料免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A市役所(当時)において、当該国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているところ、A市(現在は、B市)が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間前後の平成9年度、平成11年度及び平成12年度には申請免除を示す記録が確認できるものの、請求期間に当たる平成10年度に国民年金保険料が免除された記録は確認できず、当該記録の状況はオンライン記録と一致している。

また、国民年金保険料の免除を希望する場合は、国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の提出が必要となるところ、B市は、請求期間当時のA市の免除申請書を保管しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたか否かは不明である旨回答している上、日本年金機構も、請求期間当時の免除申請書及び承認結果一覧表は保管していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、当該免除申請手続を行ったとする請求者の母は、免除申請を行ったが詳細は覚えていない旨陳述している上、国民年金保険料の免除申請が行われた場合は、当該申請に対する承認又は却下の決定が行われ、当該免除申請者に国民年金保険料免除申請承認通知書又は却下通知書が送付されることになるが、請求者及び請求者の母は当該通知書について記憶していない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。